

## 災害時等におけるバス利用に関する協定書

和光市（以下「甲」という。）と一般社団法人埼玉県バス協会西部地区部会（以下「乙」という。）とは、災害時等における乙所有のバス（以下「バス」という。）の利用に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、和光市において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙が相互に協力し、被災者等をバスにより安全かつ迅速に緊急輸送すること、又は一時的な避難施設としてバスを利用することにより、被害の軽減を図り、被災者等の安全を確保することを目的とする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害時等において、被災者等の緊急輸送又は一時的な避難所としてバスを利用することが必要であると判断したときは、乙に対して甲が指定する場所への配車を要請するものとする。

2 前項の被災者等の緊急輸送活動は、次に掲げる活動とする。

- (1) 被災者等（滞留者を含む）の輸送、保護活動
- (2) 災害救助活動に必要な物品及び人員等の輸送活動
- (3) 災害応急活動に必要な人員等の輸送活動

3 協力要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請できるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

### （協力活動の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、所属する構成員の協力を得て、当該要請に基づく活動を行うものとする。

### （活動報告）

第4条 乙は、前条の活動を完了したときは、速やかに文書により甲へ報告するものとする。なお、活動内容の経過についても適宜甲に報告するものとする。

### （経費の負担）

第5条 第3条の規定による活動を実施した場合において、当該活動に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により、甲が負担する経費は、災害時等の直前における適正な額を基準と

して、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(経費の請求等)

第6条 乙は、災害等が収束した時点で、甲に対し経費の支払いを請求するものとし、甲は乙から請求があった日から30日以内に支払うものとする。

(連絡調整)

第7条 甲及び乙は、この協定及び防災に関して情報の共有化を図るため、平時より連絡調整を行うものとする。

2 甲及び乙は、この協定に関する担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選任するものとする。

(準用)

第8条 この協定は、和光市国民保護計画においても準用する。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から書面による協定解除の申し出がない限り、その効力は持続するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成27年 6月25日

和光市広沢1-5

甲 和光市  
和光市長 松本 武洋

坂戸市小沼292番地1

乙 一般社団法人埼玉県バス協会西部地区部会  
会長 若野 廣